２０１３年１０月１５日

札幌市長　　　　上田文雄　殿

札幌市議会議長　高橋克朋　殿

（財政市民委員会各委員殿）

緊急要請書

ＮＰＯ労働相談・組合づくりセンター

理事長　佐藤　陵一

〔要請趣旨〕

１．北海道は開会中の道議会において道委託の庁舎清掃業務に従事する労働者の賃金について、「国交省単価を参考に適正な賃金を支払うようすべての受託事業者に要請する」ことを明らかにしました。

札幌市において「同趣旨の要請」を受注事業者に対し、緊急に行っていただきたい。

２．札幌市議会において、北海道と「同趣旨の要請」を札幌市の公共施設清掃業務の受託事業者に対して行うことを決議していただきたい。

〔要請事由〕

北海道最低賃金が10月18日から時給734円に改定されます。改定額にもとづき、8時間、月21日稼働のフルタイムパート労働者の月額賃金を試算すると123,312円となります。

他方、札幌市の清掃業務の労務単価の最低は日額6,700円（清掃員C、時給換算838円）であり、同要件で試算すると月額140,784円です。

札幌市労務単価が最低賃金より高く設定されており、その差額は日額で104円、月額で17,472円に及びます。

（１）「せいそうユニオン」の札幌市要請（10月10日）において区役所の清掃業務で

働く労働者から「私も同僚も、6人全員が719円の最賃と同額です。8年の勤続者

も新しい人も同じです」との職場の実態が訴えられました。

本庁・区役所、区民センターの清掃労働者の賃金は、年1回、最低賃金の発効日に

最賃と同額で支払われてきた経緯にあります。各事業者とも、おしなべて同じであり、市の労務単価は「無視」されています。

今回の道の受託事業者への「適正賃金の支払」を求める要請は、労働者が切実に求めている「最賃に張り付いた賃金」の引上げにつながります。

（２）前述の要請において、市の清掃業務で働く労働者が「仮に生活保護を申請した

場合にどうなるのか」、市の生活保護課から試算とその説明が行われました。

　結果は、生活保護により月額19,140円（時給換算120円、期末一時金や冬季加算を含めず）が扶助されるというものでした。すなわち、清掃労働者の賃金水準は改定される最賃734円でフルタイム働いても、なお生活保護により月額2万円以上が措置される低賃金にあるということです。

（試算の要件設定は、改定最賃額734円。週40時間、月20日稼働、単身者、65歳、

家賃36,000円）

この検証は、労務単価（清掃員Ｃ838円）にもとづく清掃労働者への「適正賃金」

の支払いが「官製ワーキングプワ」の克服にとって不可欠であることを示しています。

（３）この間、「最低制限価格の引上げ」と「労務単価改定」により受託事業者の大幅な契約金額増が図られてきましたが、私どもの調査では労働者の賃金改定につながっていません。予算上、原資が保障され、事業者が「懐を痛める話」でないにもかかわらず、関係業界からは最賃を上回る賃上げの意向は明らかにされていません。

今回の最低賃金改定後も、清掃労働者の「最賃張り付き」の状態が続くならば、札幌市および札幌市議会の対応は、もはや「不作為」として社会的批判を免れないと憂慮いたします。

現在、市議会において「公契約条例」が継続審議されていると承知しています。「条例」の早期制定が必要ですが、制定されてもその施行は、「作業報酬審議会」の「下限額」の決定後となります。

要請事項の「受託事業者に対し、労務単価にもとづき『適正賃金』の支払いを求める要請」は、札幌市と札幌市議会の意志により、速やか行うことが可能であり、かつ実効をともなう対応となると考える次第です。

以上、緊急要請書の要請事由といたします。